

区長・自治会長さんのための

便利帳

令和 8 年度
小野市

目 次

1. 要望・苦情等の申出について……………	1 ～ 2
2. 助成制度等のある市の業務について……………	3 ～ 5
3. 自治会活動に関係の深い市の業務について……………	6 ～ 10
4. 市役所配置図……………	11 ～ 12
5. 市から自治会に委託している業務について……………	13
6. 区長便による配布について……………	13
7. 令和 8 年度区長便予定一覧……………	14
8. LINE WORKS（情報共有アプリ）の利用について……………	14
9. 災害発生時に市から伝達している内容について……………	15 ～ 16

1. 要望・苦情等の申出について

総務部市民サービス課で一括してお受けします。

(1) 申出は、いつでも可能です。ただし、予算措置が必要な場合については、次年度の予算編成事務を 9 月から開始しますので、それまでに申出いただくようお願いします。

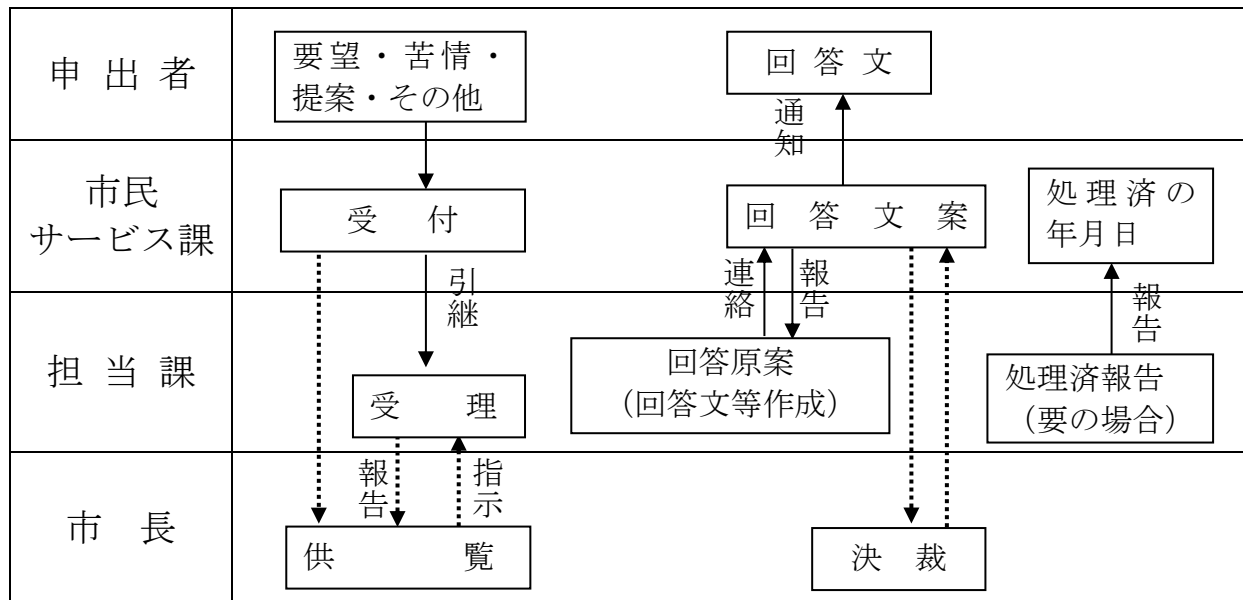
(2) 申出方法は、原則として文書でお願いします。なお、様式は特に定めておりませんが、「要望書」様式例を 2 ページに掲載しておりますので、参考にしてください。

※ 町（自治会）としての要望に関係住民全員の署名は不要です。

(3) 区長様・自治会長様から申出のあった要望・苦情等は全て市長が拝見した後、市民サービス課から各担当課へ引継ぎ、決裁処理後、市長から回答させていただきます。

(4) カーブミラー及び防犯灯の新設等に関する要望は、市民安全部くらし安心グループに専用の申請書がありますので、ご活用ください。

受付事務の流れ



【「要望書」様式例を掲載】

要 望 書

年 月 日

小野市長 蓬萊 務 様

〒675-13

住所

区長（自治会長）名 ⑩

電話番号

1. 要望事項

2. 要望内容

3. 要望場所等の見取り図
別添のとおり（住宅地図等）

4. 添付書類
図面、現状写真等

2. 助成制度等のある市の業務について

市では助成制度等を設けて事業を推進し、市民サービスの向上を図っており、自治会活動に関係の深い制度は次のとおりです。

助成制度等名	最高限度額 (補助率等)	担当課	電話
地域のきずなづくり 支援事業	自治会活動に対して助成 月 2 回以上 5 万円 月 4 回以上 10 万円 ・デジタル化推進活動補助 ・多文化共生進補助 ※いずれも最大 10 万円。実績報告時に、領収書の添付が必要。	総務部 市民サービス課	63-1013
掲示板設置費補助金 交付制度	100,000 円 (1/2) ※前年度 8～9 月に希望調査を実施	総務部 市民サービス課	63-1013
ごみステーション 整備事業費補助制度	300,000 円 (1/2) ※R6～R8 年度の 3 年間限定で、 1/2 補助。(通常は 1/3 補助)	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
ごみステーション関連 用品購入費補助制度	・コンテナボックス (本体及び蓋) : 23,000 円 ・コンテナボックス (蓋) : 3,000 円 ・不燃物・金属類用かご : 2,000 円 ・プラスチック製ドラム缶 : 5,000 円 (R6～R8 年度は、 一定数無償で交換)	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
不法投棄防止対策設備 設置補助制度	500,000 円 (1/2) ※柵、網、看板、照明器具、 監視カメラなど	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
スズメバチ駆除費 補助制度	スズメバチの巣の駆除にかかる 業者委託費用 ※事業所等、対象とならないものも ありますので、詳細はお問い合わせ ください。 1 / 2 補助 (上限 1 万円)	市民安全部 生活環境グループ	63-1686
防犯灯新設事業	新設工事費 (設置後の維持管理経費 は、自治会で負担) ※自治会長からの申請分	市民安全部 くらし安心グループ	63-1273

助成制度等名	最高限度額 (補助率等)	担当課	電話
防犯カメラ設置事業 補助制度	防犯を目的に公道に設置 する工事費用 上限 8 万円/箇所 申請期間 4～8 月	市民安全部 くらし安心グループ	63-1273
老朽危険空家及び老朽空家 家除却支援事業	老朽危険空家及び老朽空家の 解体費用の補助 ①老朽危険空家 補助対象工事の 2/3 (上限 133 万 2 千円) ②老朽空家 補助対象工事の 1/6 (上限 33 万 3 千円)	地域振興部 まちづくり課	63-1271
空き家活用支援事業	空き家のリフォーム費用の 補助 ○住宅型 (一般タイプ) ・市街化区域：補助率 1/2 (上限 150 万円) ・市街化区域外：補助率 2/3 (上限 200 万円) ※住宅型 (若年世帯、子育て 世帯及び UJI ターン世帯) 別途あり	地域振興部 まちづくり課	63-1271
まちなか広場整備事業 補助金事業	自治会が主体となって空き家 の解体撤去、土地の整備を行 う場合に、一定の条件を設 け、整備に要した経費の一部 を補助。 最高限度額 補助対象経費の 4/5 上限 200 万円 ※予算措置が必要になるた め、まずはご相談ください。	地域振興部 まちづくり課	63-1271
小野市危険木伐採補助金	最高限度額 補助対象経費の 3/4 上限 30 万円	地域振興部 産業創造課	63-1928
土地改良事業補助制度 (農業用施設の改修等)	総額の 30%	地域振興部 産業創造課	63-1928

小型合併処理浄化槽 設置整備事業補助制度 (合併処理浄化槽区域に限る)	332,000 円 (5 人槽) 414,000 円 (6～7 人槽) 548,000 円 (8 人槽以上) ※専用住宅と併用住宅が対象	水道部 管理グループ	63-1012
小型動力ポンプ積載車 購入補助制度	車両本体価格の 1/2 ※諸経費を除く	消防本部 総務課	63-4633
消火栓ボックス等整備 補助制度	消火栓ボックス等（ホース、管そう等含む）購入価格の 1/2、上限 20 万円	消防本部 総務課	63-4633

3. 自治会活動に関係の深い市の業務について

市は住みよいまちづくりを進めるために、各種業務を行っています。
その中から、特に自治会の活動と関わりの深いものを中心にご案内します。

1. 秘書課

担当課	業務内容	電 話
秘書課	市長及び副市長の秘書	63-1002

2. 総合政策部

担当グループ	業務内容	電 話
企画政策グループ	行政改革、広域行政に関すること 各種プロジェクトの調整	63-1404
協働参画グループ	うるおい交流館に関すること	63-1404
交通政策グループ	公共交通に関すること 神戸電鉄粟生線の活性化に関すること らん♡らんバスの運行、らん♡らんタクシーの利用に関すること	63-1404
プロジェクト推進グループ	浄谷黒川丘陵地に関すること ひょうご小野産業団地に関すること 市場地域開発に関すること 青野原駐屯地の周辺整備に関すること	63-1404

3. 総務部

担当課	業務内容	電 話
市民サービス課	区長会・自治会の窓口 要望・苦情等受付 広報「おの」発行 市民相談の受付	63-1013
総務課	認可地縁団体（自治会法人化）に関すること	63-3615
財政課	縁故財産に関すること	63-1014
税務課	税金に関すること	63-1009
ICT 推進課	ICT の利活用に関すること	63-1439

4. 市民安全部

担当グループ	業務内容	電 話
防災グループ (防災センター内)	防災対策の推進 自主防災組織の育成支援 フェニックス共済の案内 避難行動要支援者名簿に関すること 土砂災害等に関すること 「安全安心メール」「ひょうご防災ネット」に関すること	63-3387
くらし安心グループ	安全安心パトロール 安全安心メールの配信 警察への進達窓口 (信号機、交通規制等) カーブミラーの新設・管理 防犯灯の新設・管理 新設(市設置・自治会管理)補助 その他防犯灯に関すること 防犯カメラ設置に関すること 消費生活の相談に関すること	63-1273
	いじめ等相談	62-4110
	青少年の補導	63-1017
	人権自主学習会等の実施	63-1243
	男女共同参画の推進 自治会における女性参画の推進	63-4311
生活環境グループ	ごみの収集・分別・搬入に関すること ごみステーションの整備補助及び関連 用品購入補助に関すること ごみの不法投棄に関すること し尿の収集に関すること 公害に関すること 墓地、改葬許可に関すること 畜犬登録・予防注射に関すること	63-1686
環境政策グループ	地球温暖化対策実行計画に関すること ゼロカーボンの推進に関すること 資源循環に関すること 新ごみ処理施設建設に関すること	63-1216

5. 市民福祉部

担当課	業務内容	電 話
市民課	住民票等の交付・戸籍の届出 マイナンバーカードの申請・交付 火葬の許可 (土、日、祝日は1F 管理人室で受付)	63-1005 (管理人室： 63-1000)
	国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療	63-1469
社会福祉課	生活保護・生活困窮者相談 ひきこもり相談 障がい者（児）福祉 民生委員・児童委員に関すること 日本赤十字社に関すること 重層的支援に関すること	63-1011
	ひまわり園に関すること	66-5181
子育て支援課	児童福祉、児童相談（養護・虐待） 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ 母子（父子）自立支援、児童館の運営	63-1645
高齢介護課	高齢者虐待、認知症対策、介護予防事業 シニアボランティア	63-1060
	介護保険制度、要介護認定、介護保険料	63-1509
健康増進課	町ぐるみ健診、成人・母子保健相談、 予防接種、スキッとポイント	63-3977

6. 地域振興部

担当課	業務内容	電 話
まちづくり課	都市計画、特別指定区域、土地区画整理事業に関する こと 開発許可、建築許可、建築確認、地区計画、盛土規制法等の申請窓口 太陽光発電施設設置の届出窓口	63-1884
	公園、緑地の整備及び管理、花いっぱい運動に関する こと	63-2182
	住宅耐震化補助金の受付	63-1937
	市営住宅及び県営住宅の受付 空き家に関すること	63-1271
道路河川課	道路の新設・改良、補修 道路照明灯及び安全施設等の設置 河川の改修、補修	63-1008
産業創造課	農作物の生産振興、ため池・水路等農業用施設の改修、緑の募金、鳥獣被害対策	63-1928
	商工業振興、小野市伝統産業会館管理運営、就業起業に関する こと	70-7137
観光交流推進課	観光情報の発信、白雲谷温泉ゆぴか、 鍬溪温泉、小野市観光協会に関する こと	63-1929

	コミレス、特産品開発、小野まつり ふるさと納税に関すること	63-1027
--	----------------------------------	---------

7. 水道部

担当グループ	業務内容	電 話
管理グループ	上下水道の使用申込、使用料に関する こと（水道お客様センター）	63-1012
工務グループ	上下水道施設の整備、維持管理	63-1004

8. 消防本部（防災センター内）

担当課	業務内容	電 話
総務課	消防団の指導、育成	63-4633
	休日、夜間の診療機関の問い合わせ （テレホンサービス）	63-7119
予防課	防火指導、訓練 危険物の取扱い指導、規制 住宅用火災警報器、感震ブレーカーの 普及	63-4634
消防署	火事や救急などの緊急時	119
	消火栓、防火水槽に係る相談等	63-4635
	救急講習会に関すること	63-4636

9. 農業委員会

担当課	業務内容	電 話
農業委員会	農地の売買・貸借等権利移動、農地転 用、農業者年金に関すること	63-2266

10. 選挙管理委員会

担当課	業務内容	電 話
選挙管理委員会事務局	選挙に関すること	63-1007

11. 教育委員会（教育指導部）

担当課	業務内容	電 話
学校教育課	学校教育の推進	63-2409

12. 教育委員会（教育管理部）

担当課	業務内容	電 話
教育総務課	学校施設の整備、維持管理 通学路に関すること	63-1015
いきいき社会 創造課	文化財の保存に関すること	63-3390
	芸術文化の振興に関すること	63-2445
	コミュニティセンターの管理・運営、 地域づくり協議会に関すること	各コミセン

スポーツ振興課	学校保健体育の推進（検定・健診等） 生涯スポーツの推進（小野ハーフマラソン・ ウォーキング・各種スポーツイベント） 各種団体の支援（スポーツ協会・スポーツ少年 団・スポーツ推進委員会・スポーツクラブ 21 等）	63-2591
---------	---	---------

小野市行政事務機構図

市ホームページに行政事務機構図を掲載しています。
 右記QRコードを読み取りご覧ください。

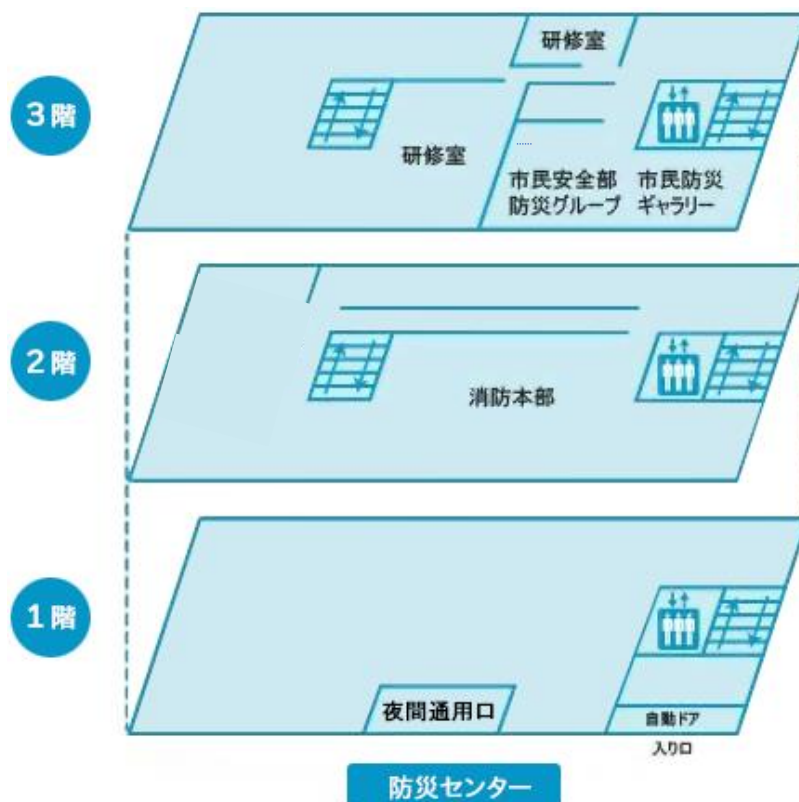


4. 市役所配置図

市庁舎周辺配置図



防災センター



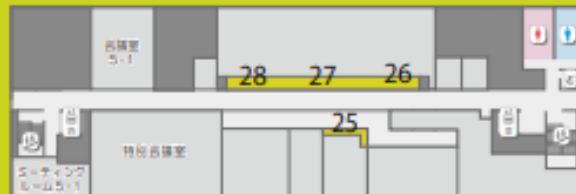
市役所庁舎

29 議会事務局



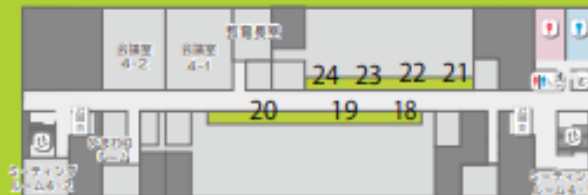
6F

25 秘書課（市長室 / 副市長室）
26 総合政策部
27 総務課
28 財政課



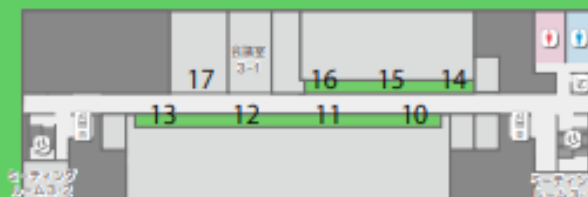
5F

18 環境政策グループ
19 生活環境グループ
20 暮らし安心グループ
21 学校教育課
22 スポーツ振興課
23 いきいき社会創造課
24 教育総務課



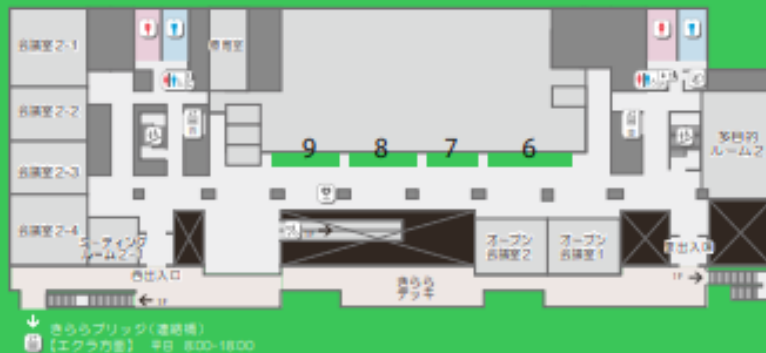
4F

10 観光交流推進課
11 産業創造課
12 まちづくり課
13 道路河川課
14 水道工務グループ
15 水道管理グループ
16 農業委員会
17 ICT推進課



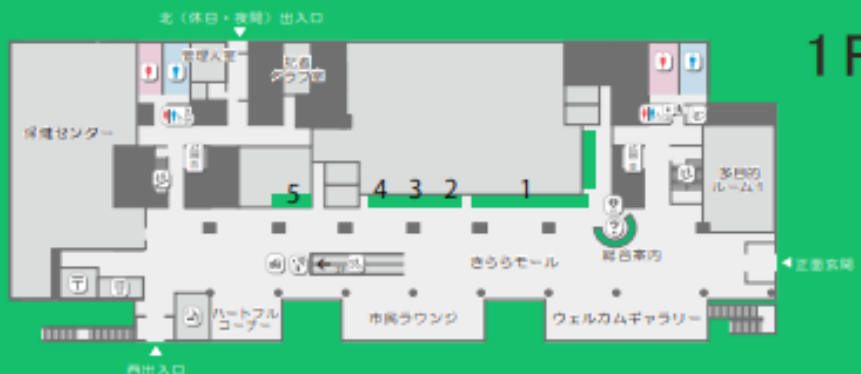
3F

6 高齢介護課
7 健康増進課
8 子育て支援課
9 社会福祉課



2F

1 市民課
2 税務課
3 市民サービス課
4 選挙・監査等事務局
5 会計課



1F

5. 市から自治会に委託している業務について

小野市は、連合区長会（連合区長会加入の自治会）及びその他自治会と市政連絡業務委託契約を結び、以下の業務を委託しています。

1. 業務委託料

【連合区長会加入自治会】	【連合区長会未加入自治会】
平等割：60,000 円（町）	平等割：50 世帯以上 50,000 円
世帯割：500 円 × 世帯数	50 世帯未満 35,000 円
地区運営費：10,000 円（町）	世帯割：500 円 × 世帯数
区長研修費：10,000 円（町）	※10 世帯未満の自治会については支払わないこととする。

2. 委託内容

(1) 各種委員等推薦について

らん♡らんバス等ワーキンググループ委員・赤十字奉仕団員長・スポーツアドバイザー・福祉推進委員、各種統計等調査員・投票所の立会人・その他の委員の推薦

(2) 広報紙、連絡文書の配布、市及び住民相互間の連絡業務等

（広報おの・市議会だより・コミセンだより・その他各種連絡文書）

……総務部 市民サービス課（電話 63-1013）

(3) その他

- ・各種調査の協力
- ・測量立会、用地交渉等の協力
- ・地域の福祉向上を図る事業の協力

6. 区長便による配布について

市では、市政連絡業務委託契約に基づき、各自治会を通じて広報誌等を配布しており、毎月末に市から各自治会へ配達し、自治会より各世帯へ配布いただいております。

	各町・自治会での配布方法	市民サービス課における発送作業
2～3 月	配送日程を区長便に合わせて送付しますのでご確認ください。	次年度の年間計画を立てる。
毎月中旬	配布数の変更があれば、随時市民サービス課へ報告ください。 ※15 日までに報告いただけると当月の区長便に反映できます。	・各町配布数の変更など随時受付 ・各課配送依頼を取りまとめ 配送内容・方法（全戸配布・回覧・ポスター）の確認
送付日	各町での配布	【午前】各課から配送業者への配布物の引き渡し。 【午後】各区長・自治会長、広報担当者への配布。

7. 令和 8 年度 区長便予定一覧

4月末区長便	令和 8 年	4月27日（月）
5月末区長便	令和 8 年	5月27日（水）
6月末区長便	令和 8 年	6月26日（金）
7月末区長便	令和 8 年	7月29日（水）
8月末区長便	令和 8 年	8月27日（木）
9月末区長便	令和 8 年	9月28日（月）
10月末区長便	令和 8 年	10月28日（水）
11月末区長便	令和 8 年	11月26日（木）
12月末区長便	令和 8 年	12月24日（木）
1月末区長便	令和 9 年	1月27日（水）
2月末区長便	令和 9 年	2月24日（水）
3月末区長便	令和 9 年	3月29日（月）

※一覧は予定のため、都合により日程が変更になる場合がありますのでご了承ください。

8. LINE WORKS（情報共有アプリ）の利用について

市では、令和 7 年度より自治会間や市と自治会間の通知・連絡、日程調整に、LINE WORKS を活用し、効率的な各自治会との情報共有体制を整備しております。

利用率は 92%（R8. 4/17 時点：連合区長会加入自治会）であり、随時市民サービス課窓口にて初期設定等の対応を行っておりますので、未使用の自治会は積極的な利用をお願いします。

【活用事例】

各自治会宛・地区別の区長会の連絡網、総会の出欠報告、防災等の緊急連絡、区長便日程、補助金等様式の掲示など

LINE WORKS とは

ビジネス版の LINE で操作性は LINE とほぼ同様であり、トーク、カレンダー、掲示板、アンケート、ファイル管理、通話等が可能。

スマートフォンやパソコン等で自治会情報について、「いつでも・どこでも」確認できます。

9. 災害発生時に市から伝達している内容について

○災害発生時に市から伝達している内容について

種類	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	既に災害が発生している又は切迫している状況	避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

○「安全安心メール」の活用について

- ・市の「安全安心メール」に登録してください。
- ・台風、豪雨時等における小野市が発信する情報は「安全安心メール」や「ひょうご防災ネット（スマートフォン版アプリ）」で配信しております。登録がまだの方は、登録をお願いいたします。

★登録方法

- ・安全安心メール
右記QRコードを読み取り、ono@bosai.net に空メールを送信してください。
- ・ひょうご防災ネット（スマートフォン版アプリ）
「App Store」又は「Google Play」で「ひょうご防災」を検索し、アプリをダウンロードしてください。
- ・小野市 LINE 公式アカウントにおいても同じ内容を受信できます。詳しくは、小野市 HP をご覧ください。
- ・そのほか、NHKテレビ、サンテレビからも情報を得ることができます。
リモコンの「dボタン」を押して、データ通信することにより、小野市の避難指示等の発令及び避難所開設の状況を知ることができます。

QRコード



○自治会からの災害対策本部への連絡体制の確認について

- ・毎年、年度当初に各自治会の連絡先調査を依頼していますので、ご回答をお願いします。なお、年度途中で連絡先が変更された場合は防災グループへお知らせください。
- ・各自治会における連絡体制の構築、確認をお願いします。
- ・万一、各自治会等で被災するような状況が生じる可能性がある、もしくは生じた場合には、市民安全部防災グループ（電話 63-3387）または総務部市民サービス課（電話 63-1013）へ連絡をお願いいたします。

町内で床下、床上浸水の被害があった場合は、罹災証明の発行に伴う現地調査や消毒等を行う必要があるため、被害にあわれた家屋の住所、世帯主氏名、連絡先をお伝えください。

※この冊子は重要な情報を掲載しております。

年度途中で区長、自治会長が代わられた場合は、冊子を必ず引き継いでください。